

# 株式会社静岡宅建サポートセンター 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社静岡宅建サポートセンター（以下「当社」という。）と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①貸金業
- ②住宅ローンの事務代行
- ③損害保険の代理店業務
- ④建物賃貸借契約における賃借人の信用保証業務
- ⑤生命保険の募集に関する業務及び生命保険契約の締結の媒介
- ⑥宅地建物取引業務
- ⑦支払金の請求事務の代行その他資金の受払いに関する業務の代行並びに金銭債権、有価証券及び信託受益権の保有及び売買
- ⑧前各号に関連または付帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社の本店を、静岡市葵区鷹匠3丁目18番16号（静岡県不動産会館内）に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。<http://www.st-sc.co.jp/> 当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。

(株式取扱規則)

第8条 株式の名義書換その他株式の取扱に関して必要な事項については、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で決する。

### 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第13条 当会社の取締役は3名以上、監査役は2名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第14条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の任期)

第16条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第17条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当会社に社長1名を、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会決議により取締役の中から選任する。

2. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(相談役)

第19条 前社長は、取締役会の決議を得て、退任後も一定期間、代表権のある会長に就任する。

(業務執行)

第20条 社長は、当会社を代表し、会社業務を統括する。専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役及び監査役の報酬、並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第22条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第23条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第24条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式1,000株とし、1株の発行価額は金10,000円とする。

(最初の営業年度)

第25条 当社の第1期の営業年度は、当会社成立の日から平成18年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第26条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の集結の時までとする。

(発起人)

第27条 発起人の氏名、住所、並びに発起人が設立に際して引き受けた株式数は次のとおりである。

(住所) 磐田市赤池31番地2	(氏名) 市川 宜克	普通株式1株
(住所) 三島市谷田(東富士見)1159番地の43	(氏名) 岩田 虎勝	普通株式1株
(住所) 島田市向谷元町1100番地の13	(氏名) 高山 光男	普通株式1株
(住所) 浜松市天王町142番地の1	(氏名) 竹田 昌治	普通株式1株
(住所) 静岡市清水区三保3443番地	(氏名) 櫻田 芳宏	普通株式1株